

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第60号

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成7年岩手県規則第97号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|-----------------------------------|---|---|----------------|
| 別表第2（第6条関係） | | 別表第2（第6条関係） | |
| 1 建築物（駐車場を含む。）及びこれに附属する施設に関する整備基準 | | 1 建築物（駐車場を含む。）及びこれに附属する施設に関する整備基準 | |
| 整備項目 | 整備基準 | 整備項目 | 整備基準 |
| [略] | | [略] | |
| 4 便所 | <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める基準</p> <p>ア <u>政令第14条第1項各号に定める基準</u></p> <p>イ 人工肛門又は人工膀胱^{ぼうこう}を使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) <u>不特定多数</u>の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準</p> <p>ア <u>政令第14条第2項に定める基準</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p> | <p>4 便所</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める基準</p> <p>ア <u>便所内に、政令第14条第2項に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けること。</u></p> <p>イ 人工肛門又は人工膀胱^{ぼうこう}を使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) <u>不特定かつ多数</u>の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める基準</p> <p>ア <u>床置き式、壁掛式（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p> | |
| 5 宿泊施設の客室 | 政令第15条各項に定める基準 | 5 宿泊施設の客室 | 政令第16条各項に定める基準 |
| 6 敷地内の通路 | 政令第16条各号に定める基準 | 6 敷地内の通路 | 政令第17条各号に定める基準 |
| 7 駐車場 | <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設を設ける</p> | <p>7 駐車場</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設を設ける</p> | |

| | | | |
|------------------|---|------------------|--|
| | <p>場合には、次に定める基準</p> <p><u>ア 政令第17条第2項各号に定める基準</u></p> <p><u>イ</u> [略]</p> | | <p>場合には、次に定める基準</p> <p><u>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から不特定かつ多数の者が利用する居室（以下「利用居室」という。）（建築物に利用居室が設けられていないときは、道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。））までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</u></p> <p><u>ウ</u> [略]</p> |
| <p>8 利用円滑化経路</p> | <p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、全ての人が安全かつ円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）とすること。</p> <p><u>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地から当該利用居室までの経路</u></p> <p><u>イ 政令第18条第1項第2号に定める場合 同号に定める経路</u></p> <p><u>ウ 政令第18条第1項第3号に定める場合 同号に定める経路</u></p> <p>(2) 利用円滑化経路を設ける場合には、次に定める基準</p> <p><u>ア 当該移動円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当するものである場合に</u></p> | <p>8 利用円滑化経路</p> | <p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、全ての人が安全かつ円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）とすること。</p> <p><u>ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路</u></p> <p><u>イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（政令第14条第2項に規定する車椅子使用者用便房をいい、車椅子使用者が円滑に利用できる客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</u></p> <p><u>ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</u></p> <p>(2) 利用円滑化経路を設ける場合には、次に定める基準</p> <p><u>ア 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当するものである場合に</u></p> |

あつては、この限りでない。

(ア)・(イ) [略]

イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口を設ける場合には、次に定める基準

(ア) 政令第18条第2項第2号イ及びロに定める基準

(イ) [略]

ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1に定める基準によるほか、次に定める基準

(ア) 政令第18条第2項第3号イからハまでに定める基準

(イ)・(ウ) [略]

エ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3に定める基準によるほか、政令第18条第2項第4号イからハまでに定める基準

オ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（直接地上へ通ずる出入口のある階から利用居室、政令第14条第1項第1号の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）又は車椅子使用者用駐車施設のある階との上下の移動のない建築物を除く。）には、利用円滑化経路を構成するエレベーター（キに規定するものを除く。）を設けること。

カ オに規定するエレベーター及びその乗降ロビーを設ける場合には、政令第18条第2項第5号イからリまでに定める基準

キ 当該利用円滑化経路を構成する政令第18条第2項第6号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設ける場合には、同号に定める基準

あつては、この限りでない。

(ア)・(イ) [略]

イ 当該利用円滑化経路を構成する出入口を設ける場合には、次に定める基準

(ア) 政令第19条第2項第2号イ及びロに定める基準

(イ) [略]

ウ 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、1に定める基準によるほか、次に定める基準

(ア) 政令第19条第2項第3号イからハまでに定める基準

(イ)・(ウ) [略]

エ 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、3に定める基準によるほか、政令第19条第2項第4号イからハまでに定める基準

オ 床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（直接地上へ通ずる出入口のある階から利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設のある階との上下の移動のない建築物を除く。）には、利用円滑化経路を構成するエレベーター（キに規定するものを除く。）を設けること。

カ オに規定するエレベーター及びその乗降ロビーを設ける場合には、政令第19条第2項第5号イからリまでに定める基準

キ 当該利用円滑化経路を構成する政令第19条第2項第6号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設ける場合には、同号に定める基準

| | | | |
|--------------------|--|--------------|--|
| | <p>ク 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6に定める基準によるほか、次に定める基準</p> <p>(ア) 政令第18条第2項第7号イからニまでに定める基準</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>(3) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)クに定める基準によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ア中「<u>道又は公園、広場その他の空地</u>」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p> | | <p>ク 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、6に定める基準によるほか、次に定める基準</p> <p>(ア) 政令第19条第2項第7号イからニまでに定める基準</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>ケ [略]</p> <p>(3) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)クに定める基準によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ア中「<u>道等</u>」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p> |
| 9 標識 | 政令第19条に定める基準 | 9 標識 | 政令第20条に定める基準 |
| 10 案内設備 | 政令第20条に定める基準 | 10 洗面所 | 政令第21条に定める基準 |
| 11 案内設備までの経路 | 政令第21条に定める基準 | 11 案内設備までの経路 | 政令第22条に定める基準 |
| [略] | | [略] | |
| 2～4 [略] | | 2～4 [略] | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。